

## 運営規程 [指定居宅療養管理指導・介護予防指定居宅療養管理指導]

### (事業の目的)

第1条 医療法人社団聖心会阪本病院が開設する指定居宅療養管理指導事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅療養管理指導の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅療養管理指導を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業においては、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮し、居宅療養管理指導従業者が通院の困難な利用者の居宅を訪問し、心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上及び生活機能の維持又は向上を図るものとする。

2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町及び他の居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供するも者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

5 指定居宅療養管理指導等の提供にあつては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 医療法人社団聖心会阪本病院
- 二 所在地 東かがわ市川東103番地1

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 医師1名（常勤職員）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅療養管理指導の提供に当たる。
- 二 医師 7名(常勤職員)
- 三 事務職員 2名（常勤職員1名 非常勤職員1名 兼務）

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月31日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 月、火、水、木、金、土曜日は、午前9時00分から午後6時00分までとする。
- 三 サービス提供時間、午前9時00分から午後6時00分までとする。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、東かがわ市(ただし、五名、福栄、引田町全域は除く)、さぬき市(ただし、多和、大川町松尾は除く)とする。

(居宅療養管理指導の種類)

第7条 居宅療養管理指導の種類は、次のとおりとする。

- 一 医師による指定居宅療養管理指導

(虐待の防止に関する事項)

第8条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者等に周知徹底を図る。
- 二 虐待防止のための指針を整備する。
- 三 従業者等などに対し、虐待の防止のための定期的な研修を実施する。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(利用料等)

第9条 指定居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅療養管理指導が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

2 交通費は、6条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅療養管理指導に要した交通費は、その実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- 一 通常の事業の実施地域とそれを越える地域との境界線上を起点として片道1キロメートルにつき110円(うち消費税10円)を徴収する。
- 二 この距離は、直線距離ではなく、実際の往復走行距離により算定する。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明

をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（事故発生時の対応）

- 第10条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

（秘密保持）

- 第11条 従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。
- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得る。

（苦情処理）

- 第12条 利用者や家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講じる。
- 2 自らが提供した居宅療養管理指導に対する苦情を、利用者が市町・国保連合会に申し立てる場合、事業所は必要な援助を行う。

（従業者の健康管理）

- 第13条 事業者は、職員の健康状態について、必要な管理を行う。

（会計の区分）

- 第14条 事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅療養管理指導の会計とその他の事業の会計を区分する。

（記録の整備）

- 第15条 事業所は従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 2 事業所は、提供した具体的なサービスの内容等の記録等、その他の指定居宅療養管理指導の提供に関する記録を整備するとともに、完結の日から2年間保存する。

（情報の揭示）

- 第16条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他利用申込者の選択に資すると認められる重要事項を揭示する。

(勤務体制の確保)

第17条 利用者に対して、適切な指定居宅療養管理指導を提供できるよう、医師等の勤務体制を定める。

2 居宅療養管理指導事業所は、医師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設ける。

一 採用時研修 採用後3か月以内

二 継続研修 年1回

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、適切な指定居宅療養管理指導等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、指定居宅療養管理指導等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は、従業者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。また、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。

4 事業所は、当該指定居宅療養管理指導等事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。また、サービス担当者会議等において利用者及びその家族の個人情報を用いる場合は利用者及びその家族の同意を、あらかじめ文書により得ておく。

5 事業所は、利用者に対する指定居宅療養管理指導等の提供に関する記録等を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は諸法規を遵守し、医療法人社団聖心会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

令和6年4月1日から施行する。